

1. 件名「運転期間延長認可申請（美浜発電所3号炉）に関する事業者ヒアリング[㊤]」

2. 日時：平成28年6月23日 13時15分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

関管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、船田技術参与、佐藤技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、澁谷技術参与、土居技術参与

関西電力株式会社 高経年対策グループ チーフマネージャー 他22名

5. 要旨

(1) 関西電力から、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、劣化状況評価（低サイクル疲労、2相ステンレス鋼の熱時効、照射誘起型応力腐食割れ、電気・計装設備の絶縁低下、耐震安全性評価、その他の経年劣化事象、40年目追加評価）について、説明がなされた。

(2) 原子力規制庁は、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、以下の点について、引き続き内容を確認することとした。

低サイクル疲労に関して、一次冷却材管の疲労累積係数の算出根拠について提示すること

2相ステンレス鋼の熱時効に関して、ステンレス鋼鋳鋼機器の熱時効劣化評価対象物の抽出プロセスについて提示すること

照射誘起型応力腐食割れに関して、取替予定の炉内構造物の代表部位の選定について詳細結果を提示すること

耐震安全性評価に関して、原子炉容器の中性子照射脆化に対する耐震安全性評価の具体的内容を提示すること

40年目追加評価に関して、30年目評価以降に発生した格納容器排気筒ダクトの損傷について、疲労割れを原因としながら、この事象が経年劣化事象に起因する事

象ではないとした抽出プロセスを説明すること

(3) 関西電力より、了解した旨、回答があった。

(4) 原子力規制庁から、美浜 3 号炉運転期間延長認可申請に対する現時点における質問事項を提示し回答を求めた。

(5) 原子力規制庁から、運転期間延長認可申請（高浜発電所 1、2 号炉）に関する事業者ヒアリング(52)（平成 28 年 6 月 16 日）で関西電力から提示があった「運転期間延長認可申請に係る審査関係資料におけるマスキング対象の見直しについて」に基づき、情報公開について対応するよう求めた。

6 . その他

関西電力資料：

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉運転期間延長認可申請質問事項への回答

原子力規制庁資料：

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉運転期間延長認可申請質問事項